

第 76 号

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。
令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
熊本県住民基本台帳法施行条例（平成14年熊本県条例第44号）の一部を次のように
改正する。

別表第2の1の項中「第18条第17項」を「第18条第18項」に改め、同表中2の
項を削り、3の項を2の項とし、4の項を3の項とし、5の項を4の項とし、6の項を削
り、7の項を5の項とし、8の項から13の項までを2項ずつ繰り上げ、同表14の項中
「同条例第5項」を「同条第5項」に改め、同項を同表12の項とし、同表15の項から
同表19の項までを2項ずつ繰り上げる。

別表第3監査委員の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部改正等に伴い、関係規定を整理する
必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。